

平成17年1月25日

N P O 法人  
リーガルセキュリティ倶楽部  
理 事 長 生 千 歳 様

東日本電信電話株式会社  
お客様相談センター  
所長 小柳 正平

## 「施設設置負担金に関する公開質問」に対する回答について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また、平素より、弊社事業に対して格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
平成17年1月12日付けで弊社宛に頂戴しましたご質問につきまして、次のとおりご回答申し上げます。

敬具

### (ご質問に対する回答)

#### 1について

本年3月に実施予定の施設設置負担金の値下げは、電話加入数が減少に転じる中で、電話の早期普及のための設備資金の調達手段としての意義が低下してきてること等を背景に、昨年10月に公表された情報通信審議会答申の内容を踏まえて、現在の電話加入権取引市場の売買価格に直接影響を与えない範囲内で実施することとしたものであります。したがって、ご質問の中にある施設設置負担金の廃止については、現時点で決定したものではなく、それを前提としたアンケート調査結果に対する感想、意見についてのコメントはいたしかねます。

#### 2について

上述のとおり、今回の施設設置負担金の値下げは、その意義が低下してきてること等を背景に実施するものであります。施設設置負担金は、これまでもその時代の物価水準や市場環境にあわせて、幾度かの料金改定を実施してきており、これからも状況の変化に対応した料金で提供していく考えであります。したがって、ご質問のように値下げ前のお客様だけに限定した優遇措置を講じる考えはございませんのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 3について

弊社では、新規契約時において、施設設置負担金を一括でお支払いいただくか、又はライトプランをご契約いただくかいずれかをお客様に選択していただいております。お客様におかれましては、ご自身のご利用期間や今後施設設置負担金及びライトプラン加算額の料金変更がありうることを勘案されたうえで、プランを選択していただくことになります。したがって、ご質問のように施設設置負担金を一括でお支払いになるお客様が一律に不公平であるとは言えないのではないかと考えております。

#### 4について

電話加入権については、法令によって、譲渡や質権の設定が認められているほか、非減価償却資産として取り扱う等の諸制度が設けられています。これらの諸制度は、法令制定時にはその時代の社会実態を背景として、それぞれその必要性に基づいて設けられたものと考えますが、その後、市場環境等が大きく変化してきており、見直しの必要性が高まっているものと考えております。したがって、弊社といたしましても、情報通信審議会のヒアリングやパブリックコメント等の場で意見を申し上げてきたところであり、昨年10月に公表された情報通信審議会答申には、政府に対し、関連法令の改正等必要な措置を検討するように求める内容が盛り込まれたところです。

#### 5について

弊社は、今回の施設設置負担金の値下げにあたって、値下げの趣旨や施設設置負担金の性格等、お客様に十分にご理解いただけるように取り組んでいく考えであります。

なお、「仮に返還を求める訴訟が提起された場合」とのご質問ですが、仮定のご質問に対する回答は控えさせていただきます。

※施設設置負担金に関するご説明資料を（別紙）のとおり添付させていただきましたのでご参考としていただきますようお願いいたします。